

風営法上の”接待”とは何か。

接待を伴う風俗営業を開始する場合、申請が必要となりますが、どのような行為が接待に当たるのでしょうか。これらは、警察庁生活安全局長が発出した風営法の解釈運用基準（通達）に明記されています。

1. 接待の定義

歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと。

営業者、従業者等との会話やサービス等の慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため、営業者側の積極的な行為として相手を特定して会話やサービスを行うことをいいます。

2. 接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いですが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でホステスが接待する場合等を含みます。

3. 接待の判断基準

行為の内容	接待に当たる	接待に当たらない
談笑・お酌等	<u>特定少数の客</u> の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為	<ul style="list-style-type: none">お酌をしたり水割りを作るが、速やかにその場を立ち去る行為客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類を提供するだけの行為社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世話をしたりする程度の行為
ショー等	<u>特定少数の客</u> に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為	ホテルのディナーショーのように <u>不特定多数の客</u> に対し、同時に、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為
歌唱等	<u>特定少数の客</u> の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為	<ul style="list-style-type: none">客の近くに位置せず、<u>不特定の客</u>に対し歌うことを勧奨し、又は<u>不特定の客</u>の歌に対し拍手をし、若しくは褒めはやす行為<u>不特定の客</u>からカラオケの準備の依頼を受ける行為又は歌の伴奏のための楽器を演奏する行為等
ダンス	<ul style="list-style-type: none"><u>特定の客</u>の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為客と接触しない場合であっても、特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る行為	ダンスを教授する十分な能力を有する者が、ダンスの技能及び知識を習得させることを目的として客にダンスを教授する行為
遊技等	特定少数の客と共に、遊技、ゲーム、競技等を行う行為	客1人で又は客同士で、遊技、ゲーム、競技等を行わせる行為
その他	<ul style="list-style-type: none">客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為客の口許まで飲食物を差出し、客に飲食させる行為	<ul style="list-style-type: none">社交儀礼上の握手、酔客の介抱のために必要な限度での接触等単に飲食物を運搬し、又は食器を片付ける行為客の荷物、コート等を預かる行為等